

低未利用土地等確認書交付のための提出書類及びチェックリスト

提出書類	確認事項等
□ 委任状（代理人が申請する場合） （任意の様式で可）	代理人（不動産業者等）が申請の手続きを行う場合、提出する □代理人（不動産業者等）と申請者(本人)の氏名及び住所並びに委任事項(何を委任するのか)が明記されており、申請者本人の押印がある
□ 別記様式①-1 申請書	□申請者（売主）が個人である □令和2年7月1日から令和10年12月31日の間に行われた譲渡である（一定の場合（※）には令和5年1月1日から令和10年12月31日の間に行われた譲渡） □申請日は譲渡日以降である □譲渡日は以下のいずれかである □売買契約書に記載の引渡し日 □売買契約の効力発生の日 □登記事項証明書の所有権移転日（受付日も可） □不動産引渡書等のうち申請者が指定した日（譲渡日は予定日不可） □申請する土地の所在地は不動産登記事項証明書に記載されている地番と同一である
□ 売買契約書の写し	□売主が申請者と同一である □区域区分を確認した（□市街化区域 □市街化調整区域） □譲渡価格等が以下のいずれかである □500万円以下である □800万円以下で申請地が市街化区域内にあり、令和5年1月1日から令和10年12月31日の間に行われた譲渡である（※）
低未利用土地であることを確認する書類(以下①、②のいずれか) □ ①：物件広告等 □ ②：停止届等(写し) 上記①、②のいずれも提出できない場合は、以下を提出する。 □ ③：別記様式①-2 □ ④：2方向以上からの写真(③も提出できない場合のみ)	①宅地建物取引業者が出している、現況更地、空き家又は空き店舗の広告 ②電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であるもの ③宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する ④該当地を赤線等で囲うなど、分かりやすく明示する
譲渡後の利用についての確認の書類(以下①、②のいずれか) □ ①：別記様式②-1 □ ②：別記様式②-2 上記①、②のいずれも提出できない場合は、以下を提出する。 □ ③：別記様式③	①宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合 ②宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合 ③宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合
□申請する物件の不動産登記事項証明書(全部) ※発行から3か月以内	□土地の所有期間が5年を超えていることを確認できる ※不動産登記情報提供サービスの登記情報を印刷したものは不可
□公図（提出が可能な場合）	